日赤跡地生涯活躍のまち（ＣＣＲＣ）街区公園

公募設置等指針

令和３年８月

前橋市

■用語の定義

P-PFI	・ 平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 ・ 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。 ＜P-PFI のイメージ＞
設置許可	・ 都市公園法第 5 条第 1 項に規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設け、又は管理することについて、公園管理者が与える許可。
公募対象公園施設	・ 都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等
特定公園施設	・ 都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。

利便増進施設	・　都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFIにより選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。
公募設置等指針	・　P-PFIの公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、公園管理者が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	・　都市公園法第5条の3の規定に基づき、P-PFIに応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
設置等予定者	・　審査及び評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
認定計画提出者	・　公園管理者が、都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。

第１章　事業の概要

１．事業の目的

本市では、日赤跡地生涯活躍のまち（ＣＣＲＣ）事業で新設される公園について、平成 29 年の都市公園法改正により創設された公募設置管理制度（Park-PFI）を活用し、民間事業者と連携して公園利用者の利便性向上を図るとともに、周辺地域の魅力を高めるコミュニティ機能の場とすることを目的に事業者を公募します。

２．日赤跡地生涯活躍のまち（ＣＣＲＣ）公園の概要

（１）公園の名称　日赤跡地生涯活躍のまち（ＣＣＲＣ）街区公園

（２）所在地　　前橋市朝日町三丁目地内

（３）概要

ア　公園規模　　面積　1919.36 ㎡

イ　公園の設置目的

日赤跡地生涯活躍のまち（ＣＣＲＣ）事業において「全世代活躍　みんなが主役のまちづくり　～周辺地域の魅力を高める、世代を超えたコミュニティの拠点を目指す～」のコンセプトを基に、多世代交流を図るための拠点として設置します。

ウ　公園の基本的性格

当該公園は施設利用者の日常利用で世代間交流を促すことや、周辺地域を含めた多様な人と世代が交流を図るコミュニティ機能創出のための場として整備される予定の公園です。

また、当該公園は（仮称）まちづくりクラブによる多世代交流を図るソフト事業の場として利用される予定です。

エ　主要施設の構成

広場、遊具、園路、駐車場、ベンチ、植栽

オ　都市計画上の位置づけ

・第一種住居地域

・都市機能誘導区域

（４）特定公園施設や公募対象公園施設に係る諸条件

	項目	計算値等
A	日赤跡地生涯活躍のまち（ＣＣＲＣ）街区公園	1919.36 ㎡
B	法で定められる建築可能な建蔽率	2%
C	条例制定による公募対象公園施設等の建蔽率	10%
D	本公園で認められる公募対象公園施設等の建蔽率(B+C)	12%
E	本公園での建築可能な面積(A×D)	230.32 ㎡
F	本公募での提案可能な建築面積	200.00 ㎡

３．事業内容

（１）公募対象公園施設の建設及び管理運営業務

公園および地域の価値・魅力を高めるとともに、２（３）イ及びウに掲げる日赤跡地生涯活躍のまち（ＣＣＲＣ）事業の多様な人と世代が交流するコミュニティ機能創出に寄与する公募対象公園施設の設置・管理運営に係る提案を募集します。公募対象公園施設は公園施設一覧（下表）の水色網掛けに掲げる施設のうち、<u>便益施設を提案</u>してください。

（２）特定公園施設の建設及び管理運営業務

<u>公衆用トイレを必須施設</u>とします。

※公衆用トイレに加えて、公園利用者のさらなる利便性向上のため、特定公園施設を公園施設一覧（下表）に掲げる施設から提案をしていただくことも可能です。

（３）自主事業

<u>２（３）イ及びウに掲げる日赤跡地生涯活躍のまち（ＣＣＲＣ）事業のコミュニティ機能創出に寄与する自主事業を提案</u>してください。

次表のうち「公募対象公園施設」に該当するもの（水色網掛け）	必須

表

■公園施設及び公募対象公園施設一覧

分類	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
公園施設の種類	園路 広場	植栽 芝生 花壇 いけがき 日除だな 噴水 水流 池 滝 つき山 彫像 灯籠 石組 飛石 その他これらに類するもの	休憩所 ベンチ 野外卓 ピクニック場 キャンプ場 その他これらに類するもの	ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場 徒渉池 舟遊場 魚つり場 メリーゴーランド 遊戯用電車 野外ダンス場 その他これらに類するもの	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 バレーボール場 ゴルフ場 ゲートボール場 水泳プール 温水利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設 ボート場 スケート場 スキー場 相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪 その他これらに類するもの これらに附属する工作物 （観覧席、シャワー等）	植物園 温室 分区園 動物園 動物舎 水族館 自然生態園 野鳥観察所 動植物の保護繁殖施設 野外劇場 野外音楽堂 図書館 陳列館 天体・気象観測施設 体験学習施設 記念碑 その他これらに類するもの 遺跡等 （古墳、城跡等）	売店 飲食店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所 荷物預り所 時計台 水飲場 手洗場 その他これらに類するもの	門 柵 管理事務所 詰所 倉庫 車庫 材料置場 苗畑 掲示板 標識 照明施設 ごみ処理場 （廃棄物再生利用施設を含む） くず箱 水道 井戸 暗渠 水門 雨水貯留施設 水質浄化施設 護岸 擁壁 発電施設（環境への負荷の低減に資するもの） その他これらに類するもの	展望台 集会所 備蓄倉庫 ［耐震性貯水槽］ ［放送施設］ ［情報通信施設］ ［ヘリポート］ ［係留施設］ ［発電施設］ ［延焼防止のための散水施設］ ※［ ］内は省令で定めている施設

休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設においては、上記に掲げるもののほか、都市公園ごとに地方公共団体が条例で定めることができる。

公募対象公園施設

４．公募対象公園施設の場所（法第５条の２第２項第２号）

（１）公募対象公園施設の設置場所及び使用範囲

次図のうち、公募範囲から公募対象公園施設の設置場所を選び、そこから公募対象公園施設（便益施設）と一体的に使用する範囲を提案してください。

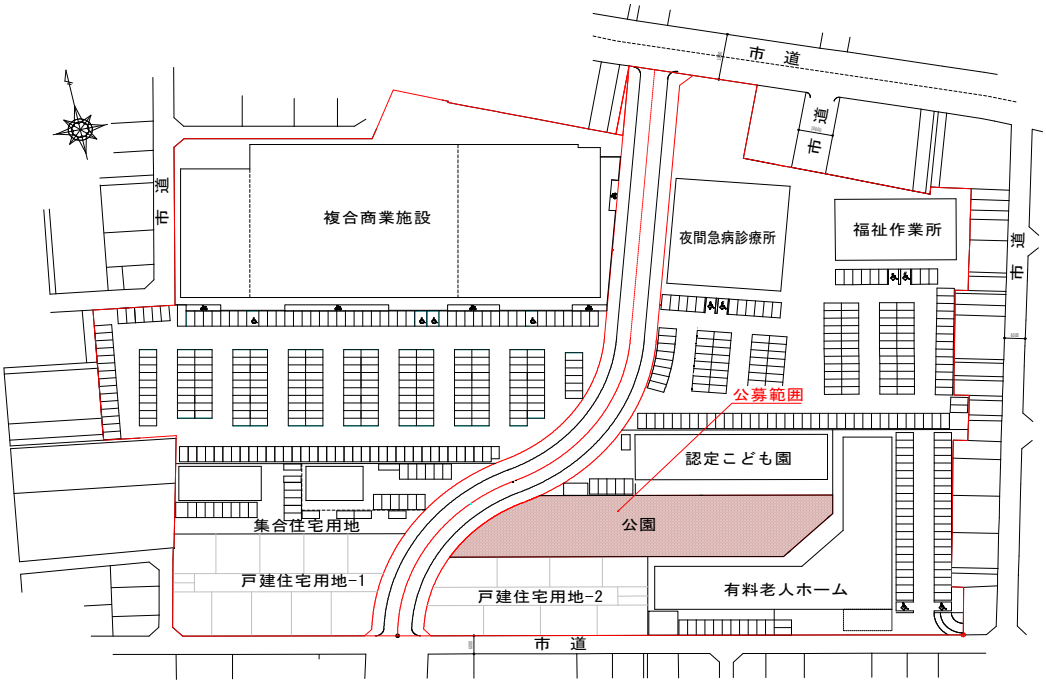

（２）公募対象公園施設外の公園整備

市で広場、遊具、園路、駐車場等の公園整備を令和３年度に着工する予定です。整備の詳細については、公募設置等予定者の選定後から公募設置等計画の認定までに協議を行い、公募設置施設等の整備に支障とならないよう調整する予定です。

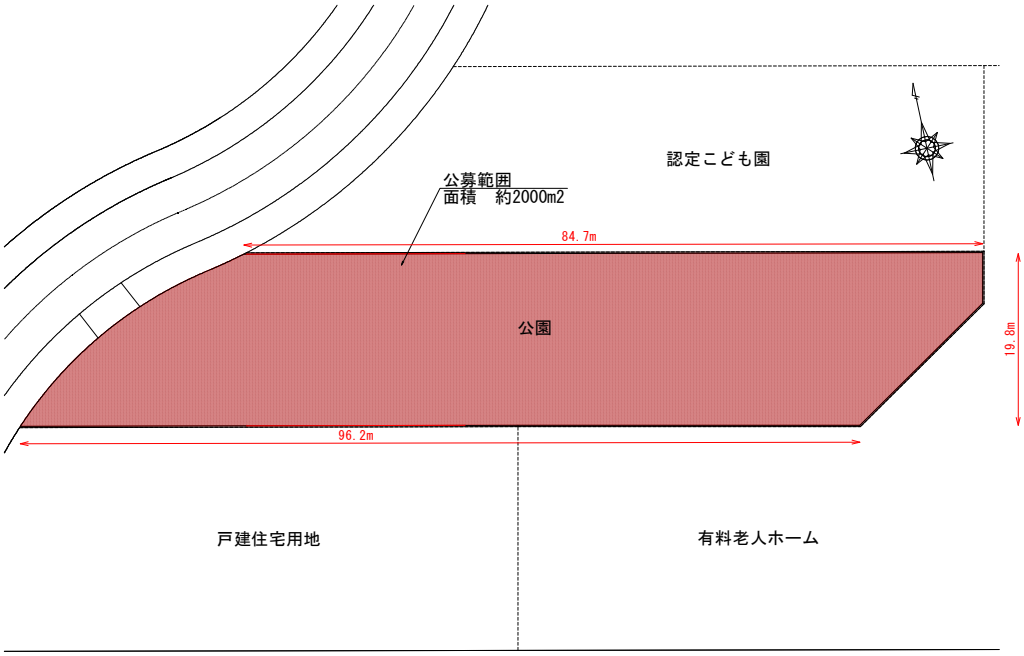

５．設置許可面積、費用負担及び役割分担

（１）設置許可面積の考え方

設置許可の面積については、施設の投影面積及び認定計画提出者が使用する範囲の面積の両方を含む範囲とします。この範囲外の公園施設は、設置管理許可の対象としません。

：公募対象公園施設（建物投影面積） ：認定計画提出者が使用する範囲の面積 ：特定公園施設	例１ イメージ 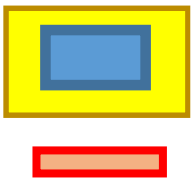	例２ イメージ 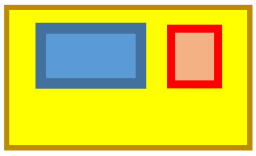
設置許可面積	公募対象公園施設の建物投影面積（水色） ＋特定公園施設の面積（赤色）　※設置者所有 ＋事業で使う周辺面積（黄色）	

設置許可面積の決定にあたっては、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容を提出いただき、市が精査確認します。

（２）設置許可施設の使用料の額の最低額

設置許可面積の使用料単価は、下記の最低額以上の額を提案してください。

・使用料単価の最低額：５００円／㎡・年以上

ただし、設置許可期間内において、当該使用料単価が前橋市公園条例の改正により条例に定める使用料単価を下回る場合には、当該使用料単価は、当該条例で定める単価になります。

（３）設置許可施設の使用料（法第５条の２第２項第４号）

認定計画提出者は、上記(２)を踏まえ、設置許可施設の使用料を市へ支払っていただきます。

設置許可使用料	設置許可使用料単価最低額 500 円／㎡・年以上 ×　設置許可面積

なお、設置許可時又は設置許可更新時に当該年度分を支払っていただき、次年度以降は市の指定する期日までに１年分を支払っていただきます。許可日の属する年度又は許可終了年度で、使用期間が１年に満たない場合は、月割計算とし、１０円未満の端数が生じるときは切り捨てるものとします。

（４）費用負担および役割分担

項目		公募対象公園施設	特定公園施設
建設	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者
	施設所有権	認定計画提出者　※1	認定計画提出者　※1
管理運営	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者
	財産管理（施設管理）	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者　※2	認定計画提出者　※2

※1　施設建設前に市より設置許可を受ける必要有

※2　認定計画に定められた設置許可使用料を負担

６．公募対象公園施設・特定公園施設の設置開始時期及び管理期間
（法第５条の２第２項第３号及び同５号）

（１）公募対象公園施設・特定公園施設の設置開始時期

公募対象公園施設・特定公園施設の設置許可の申請は、基本協定書締結以降とします。設置許可は、工事着手前までに受けてください。設置の開始時期は、許可日以降となります。

（２）公募対象公園施設・特定公園施設の管理期間

公募設置等計画・特定公園施設の認定の有効期間は、認定日から２０年間とします。なお、公募対象公園施設・特定公園施設の設置許可の期間は、当初１０年以内とします。認定の有効期間内であれば、１回に限り許可の更新が可能です。その場合も更新許可の期間は１０年以内とします。原則として、事業を終了するときには、速やかに認定計画提出者は自己の負担において、公募対象公園施設・特定公園施設を解体・整地し、原状復旧していただきます。

【公募対象公園施設・特定公園施設の設置許可期間（イメージ）　※最大の許可期間を想定】

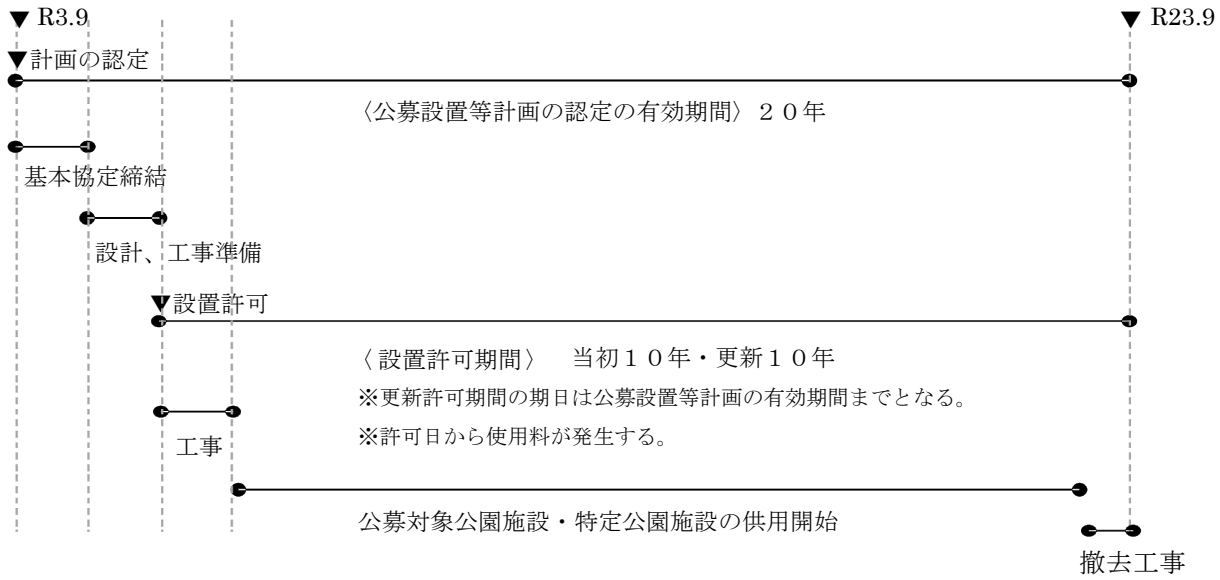

７．スケジュール

公募及び事業のスケジュールは以下のとおりです。ただし、都合により変更となる場合があります。

事項	日程
公募設置等指針の公表	令和３年８月 20 日（金）
質問の受付	令和３年８月 20 日（金）～令和３年８月 26 日（木）
応募登録期間	令和３年８月 20 日（金）～令和３年９月７日（火）
質問に対する回答期限	令和３年８月 30 日（月）
公募設置等計画の受付	令和３年８月 20 日（金）～令和３年９月 21 日（月）17 時
公募設置等計画の評価	令和３年９月下旬
公募設置等予定者候補の選定	令和３年９月下旬
公募設置等予定者の決定・通知	令和３年９月下旬
公募設置等計画協議～認定	令和３年９月下旬
基本協定の協議～締結	令和３年 10 月上旬
設置許可申請、許可	令和３年 10 月上旬
認定計画提出者による設計及び工事	令和３年 11 月～令和４年３月（最大令和４年６月末まで）
供用開始	協議による
事業終了・撤去	～令和 23 年９月末（※認定から 20 年）

第２章　事業の実施条件等

都市公園法第５条の２第２項第１号から第１０号に掲げる事項について定めます。

１．公募対象公園施設の種類（法第５条の２第２項第１号）

（１）建設に関する基本的条件

ア　公園利用者の利便性を向上するとともに、賑わいの向上や地域内外の多様な人と世代が交流するコミュニティ形成に寄与する機能を有する施設とすることで公園および地域の価値を高め、日常的に来園したくなるような魅力を創出する便益施設を設置してください。

本市では、コミュニティ施設を併設した収益施設を想定していますが、市の想定にとらわれることなく、民間の自由な発想による、新たな施設を提案していただくことも可能とします。

イ　便益施設の開口部はできる限り透明で開放的なものとし、周辺施設に配慮した高さ及び配置としてください。

ウ　施設や夜間照明等の配置については、死角や暗がりを作らない等、安全性・防犯性に配慮してください。

エ　インフラ（電気、上下水、ガス、通信等）の整備が必要な場合は、認定計画提出者の負担において行ってください。原則として、市の公園施設インフラとは独立して設けるものとしますが、協議のうえ、市の公園施設インフラから接続できるものとします。

オ　認定計画提出者の負担において建設するインフラを公園内の既設の管路等に接続する場合、子メーターの取付け義務や使用分の電気等料金の支払い義務、公園内の工事・点検に伴う一時的な使用停止への協力義務等が発生する場合があります。接続が必要な場合は協議してください。

カ　建設予定地の地盤改良等が必要な場合は、認定計画提出者の負担において行ってください。

キ　屋外に設ける施設名称などの看板等については、前橋市屋外広告物条例に適合するものに限ります。

ク　建設工事は、基本協定締結後に、認定計画提出者から最終的な設計内容及び施工計画等の計画内容を提出いただき、市が精査確認し、その後、着工するものとします。

ケ　公募対象公園施設の工事着手は、設置許可を受けた後とします。

コ　設置許可を受けた範囲外で工事期間中に占用が必要な場合又は工事着手前に調査測量等で占用が必要な場合は、事前に土地所有者の許可を取ってください。

サ　建設工事にあたっては、周辺事業者と工程や工事車両の搬入等について調整を行ってください。

シ　その他、詳細の条件については、協議を経て、確認・決定するものとします。

（２）管理運営に関する基本的条件

ア　（仮称）まちづくりクラブと協働した取組みを行い、公募対象公園施設の管理を適切に行うとともに、公園利用者及び地域住民等の多世代コミュニティの形成、安全・安心に配慮した管理運営としてください。

イ　持続的に運営可能な事業計画としてください。なお、事業の実施状況に応じて、認定計画に変更を加えることも可（※認定計画と関連のない別事業を行う等の大きな変更は不可）としますが、その場合は、市と協議の上、進めることができるものとします。

ウ　ホスピタリティのあるサービスを確保してください。

エ　高齢者、子ども連れ、障がい者の方々の利用にも配慮してください。

オ　公園利用者の利便性を考慮し、年末年始等を除き、原則、通年営業としてください。また、営業時間は、計画内容に応じて、市と協議してください。

カ　物販等を行う場合、地元事業者・生産者と連携し可能な限り市産品を使用してください。

キ　アルコール販売、火の扱いについては、市と協議してください。

ク　円滑な管理運営が可能な従業員の配置体制及び連絡体制としてください。災害時、夜間閉鎖時の危機管理に対応した管理運営が可能な従業員の配置体制及び連絡体制としてください。また、周辺施設及び周辺住民等と連携する体制についても検討してください。

ケ　大規模イベント等で著しく周辺が混雑する場合など、都合により、一時的に営業時間の短縮を指示する場合があります。

コ　以下の事業の管理運営については、禁止とします。

- 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に該当する業
- 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する団体（以下、「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行う者の活動等
- 上記の他、公園利用と関連性が低く、市が妥当と判断できない事業

サ　公募対象公園施設利用者によって生じる廃棄物等の回収・処分については、認定計画提出者が負担するものとします。

シ　公園内駐車場は、荷捌き等の一時的な停車を除き従業員及び関係者の駐車は認めません。

ス　認定計画提出者は設置許可期間（更新後の期間も含む。）満了までに、認定計画提出者の責任及び負担において、公募対象公園施設を撤去、更地にして返還していただきます。

セ　施設の利用者数やワークショップ等の公園貢献活動報告などを記載した事業報告書を定期的に提出していただきます。

ソ　公園が賑わうイベント時などにおいて、公募対象公園施設の営業以外にも、公園利用者の利便に資する活動を提案してください。ただし、設置管理許可対象施設外での実施にあたっては、事前に市と協議をし、前橋市公園条例に基づく使用料を負担していただきます。以下の表は、令和３年７月時点の行為許可使用料の一例です。（※消費税法改正に伴い使用料が改正された場合は、改正後の金額を支払って頂きます。）

行為の種類	行為許可使用料
物品販売（立売り）	1 日につき 200 円
露店又は物品預り所	1 平方メートル 1 日につき 40 円
競技会、展示等	10 平方メートル 1 日につき 40 円

タ　（仮称）まちづくりクラブと協調し、ワークショップ等の多世代交流を図るためのソフト事業や地域及び公園の清掃活動などを実施してください。その他、公園及び地域との協働や連携を促進する活動をしてください。

チ　事業撤退等に至ると想定されるリスクと対応方針について、検討してください。

ツ　その他、詳細な条件については、協議を経て、確認・決定するものとします。

２．特定公園施設の建設に関する事項（法第５条の２第２項第５号）

（1）「第１章　３．事業内容」及び「第２章１．（１）建設に関する基本的条件」に加え、以下を参照し、特定公園施設の整備をしてください。

ア　公衆用トイレは必須施設とし、バリアフリー対応された多目的トイレとしてください。その他、提案可能な特定公園施設は、公募対象公園施設と一体となって都市公園の利用者の一層の利便向上に寄与する施設としてください。

イ　利用者の安全・安心に配慮した設計としてください。

ウ　維持管理が容易なものとしてください。

エ　特定公園施設に対して、認定計画提出者による設置であることを表示してください。

オ　特定公園施設の建設に要する費用は、認定計画提出者が全額負担することとし、公募対象公園施設から見込まれる収益等により賄ってください。

カ　建設工事にあたっては、周辺事業者と工程や工事車両の搬入等について調整を行ってください。

キ　特定公園施設の建設は、基本協定締結後に、認定計画提出者から最終的な設計内容及び施工計画等の計画内容を提出いただき、市が精査確認し、その後、着工するものとします。

全ての工事を完了した後、認定計画提出者の自主検査を経て、市の完了検査を受けていただきます。

ク　特定公園施設の工事着手は、設置許可を受けた後となります。

（2）管理運営に関する基本的条件

ア　認定計画提出者は設置許可期間（更新後の期間も含む。）満了までに、認定計画提出者の責任及び負担において、特定公園施設を撤去し、更地にして返還していただきます。

イ　特定公園施設は、公募対象公園施設の営業時間に関わらず公園利用者が利用できるよう開放してください。

ウ　高齢者、子ども、障がい者の方々の利用にも配慮してください。

エ　特定公園施設は、美観に配慮し、定期的な清掃を実施するとともに、消耗品がある場合は適宜補充してください。

オ　特定公園施設利用者によって生じる廃棄物等の回収・処分については、認定計画提出者が負担するものとします。

３．利便増進施設の設置に関する事項（法第５条の２第２項第６号）

本指針では提案を求めません。

４.都市公園の環境の維持及び向上を図るための措置に関する事項（法第５条の２第２項第７号）

（１）認定計画提出者による自主事業

当該公園が地域や来訪者から親しまれる魅力ある公園となり、コミュニティ形成の拠点となるよう、地域貢献や（仮称）まちづくりクラブと協働した取組みを提案してください。

（２）関係法令の遵守及び利用者の安全性・利便性を考慮した管理運営

都市公園法、前橋市公園条例、前橋市屋外広告物条例、前橋市景観条例及びその他各種関系法令等を遵守し、公園利用者・地域住民の安全・安心及び公園利用者の利便性を考慮した管理運営を行ってください。

また、管理運営に際しては、定期的に市との連絡・意見交換・協議の場を設けるなど、連携し、公園の魅力・価値向上に努めてください。

（３）設置許可範囲の清掃

公園環境の維持及び向上のため、認定計画提出者に設置許可範囲の定期的な清掃を行っていただきます。清掃とは、日常的なゴミ拾い、落ち葉拾い、掃き掃除、ゴミ処分等を想定しています。

（４）暴力団等の施設利用における措置

本施設が暴力団等の活動に利用されることにより、当該暴力団等の利益になると認められるとの疑義がある場合は、市の担当部署を通じ、利益になる利用であるかどうかを群馬県警察に対し、照会します。その結果、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として認定計画提出者に対し、公募設置等計画の認定の取消し及び設置許可の取消しを行います。また、市は、それに伴う営業補償や設置許可を受けた施設の解体・現状復旧に必要な費用の負担をしないものとします。

５．認定の有効期間（法第５条の２第２項第８号）

公募設置等計画の認定の有効期間は、認定日から２０年間とします。有効期間には、設計、工事及び事業終了時の設置許可を受けた施設の解体・原状復旧に要する期間を含みます。

なお、公募対象公園施設及び特定公園施設の設置許可の期間は当初１０年以内とし、認定の有効期間内に更なる許可申請があった場合、認定の有効期間内の事業終了までの間（解体撤去作業の期間を含む）、原則として１回の更新許可を与えることとします。営業を終了するときは、速やかに認定計画提出者は自己の負担において、公募対象公園施設と特定公園施設の用地を原状回復していただきます。

６．設置等予定者を選定するための評価の基準（法第５条の２第２項第９号）

提案書等の審査は、市による事前審査を行った後、複数の学識経験者等で構成する選定委員会が行います。選定委員会では、「７．（３）エ　評価基準」に沿って評価を行います。

７．公募の実施に関する事項等（法第５条の２第２項第１０号）

（１）公募への参加資格等

ア　応募者の資格

応募者は①の条件を満たす必要があります。また、応募者は法人（以下「応募法人」とい

う。）または法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限り、それぞれに定められた条件を満たす必要があります。

① 直近決算（３年間）において、債務超過ではないこと。

② 応募法人

・応募登録をしていること。

・本店等所在地が日本国内であること。

③ 応募グループ

・応募登録をしていること。

・代表法人（他の法人は構成法人とする。）を定めること。

・応募グループ全ての法人について、本店等所在地が日本国内であること。

イ 応募者の制限

次の項目のいずれかに該当する者は、応募することができません。応募グループの構成法人にもなれません。また、いずれかに該当するにもかかわらず、後日それが明らかになった場合、公募設置等計画の認定の取消し及び設置許可の取消しを行います。市はそれに伴う営業補償や設置許可を受けた施設の解体・現状復旧に必要な費用の負担をしないものとします。

① 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けている法人

② 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている法人

③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する法人

④ 公募設置等指針公表日から、公募設置等予定者決定通知日までの間に、前橋市建設工事等業者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない法人

⑤ 直近の２年間において、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）

⑥ 応募の日から公募設置等予定者決定通知日までの間において、前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第２条に規定する暴力団排除措置の対象である法人。

⑦ 応募の日以前において、前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第２条に規定する排除措置の対象であった法人。ただし当該排除措置の対象外となった日から３年を経過した法人は除く。

⑧ 選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している法人

ウ 応募条件

① 応募法人は、他の応募グループの代表法人または構成法人となることはできません。

② 同時に複数の応募グループにおいて、応募グループの代表法人または構成法人となることはできません。

エ 応募グループ構成法人の変更

応募グループの場合、代表法人の変更は認めません。代表法人以外の構成法人については、公募設置等計画の提出前であれば、変更を認めます。その場合、市は必要に応じて応

募者に書類の再提出等を求めることがあります。

（２）応募手続

ア　公募設置等指針の公表

公募設置等指針や提出様式等は、市ホームページに掲載します。

以下の表の後日配布資料については、希望者への個別配布（電子メール）とするため、希望する場合は所定の時期に事務局へ申し出てください。ただし、個別配布資料については、本公募設置等計画の作成又は実施にかかる用途以外には使用しないでください。

【掲載ＵＲＬ】https://www.city.maebashi.gunma.jp/

【掲載資料】下表のとおり

資料等		備考	配布方法
―	公募設置等指針		ＨＰ掲載又は市街地整備課
提出様式	応募登録申込書	様式１	ＨＰ掲載又は市街地整備課
	提案事業に関する実績調書	様式２	ＨＰ掲載又は市街地整備課
	質問書	様式３	ＨＰ掲載又は市街地整備課
	応募辞退届	様式４	ＨＰ掲載又は市街地整備課
	公募設置等計画等	様式５～１６	ＨＰ掲載又は市街地整備課
後日配付	公園平面図（参考図）	ＣＡＤデータ	様式１受領後に個別配布（希望制）
	基本協定書(案)		様式１受領後に個別配布（希望制）
	その他（都合により生じた場合）		ＨＰ掲載等

イ　応募登録

本事業に参加する場合は、必ず応募登録をしてください。

応募登録は、応募法人または応募グループに限ります。個人での応募登録はできません。応募グループで公募設置等計画の提出を予定されている場合は、代表法人が応募登録を行ってください。なお、公募設置等計画の受付前に限り、応募グループの構成法人を変更することは可能です。

応募登録は、応募登録申込書（様式１）に必要事項を記入のうえ、下記の応募登録期間内に事務局へ電子メールにより提出してください。また、必ず電話による受信確認をしてください。

【応募登録期間】令和３年８月 20 日（金）～令和３年９月７日（火）

ウ　質問及び質問に対する回答

公募設置等指針に対する質問は、質問書（様式３）に質問事項を記入のうえ、下記受付期間内に事務局へ電子メールにより提出してください。また、必ず電話による受信確認をしてください。原則、電話での質問は受付けません。

質問に対する回答は、下記の回答期限までに市ホームページに掲載します。回答については、回答期限までに複数回に分けて掲載する場合があります。

【受付期間】令和３年８月 20 日（金）～令和３年８月 26 日（木）

【回答期限】令和３年８月 30 日（月）

エ　応募辞退

応募登録後に参加を辞退する場合は、応募辞退届（様式４）に必要事項を記入のうえ、電子メールにより提出してください。また、必ず電話による受信確認をしてください。

【提出期限】令和３年９月 14 日（火）

オ　公募設置等計画等の提出

応募登録者は、公募設置等計画、誓約書、応募制限関連書類について、各様式に必要事項を記入のうえ、下記に従い提出してください。

【提 出 物】後述の「提出書類一覧」に記載する紙資料及び電子データ

【受付期間】令和３年８月 20 日（金）～令和３年９月 21 日（月）17 時

【提出方法】提出窓口へ持参（職員に手渡し）又は郵送（必着）

※郵便事故について、市は責任を負いません。

カ　提出書類作成上の注意点

①　一般事項

・公募設置等計画等の提出は、１応募法人（１応募グループ）につき１提案とします。

・提出書類の言語は日本語とし、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。

・関係法令及び条例を遵守し、かつ本公募設置等指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行ったうえで、提出書類を作成してください。

・提出書類の作成及び提出に必要な諸費用は応募法人（応募グループ）の負担とします。

・提出書類の提出後の変更は、原則認めません。

・必要に応じて、提出書類一覧に記載以外の書類の提出を求める場合があります。

・提出書類については、Ａ４縦型パイプ式ファイル（左２点綴じ）に綴じ込み、目次、頁数及びインデックスを付け、分かりやすさ、見やすさに配慮してください。

・綴じ込みの順番は「７．（２）カ⑤提出書類一覧」に合わせてください。その他資料のある場合は、巻末に添付してください。

・Ａ４縦型パイプ式ファイルの背表紙には、「日赤跡地生涯活躍のまち（ＣＣＲＣ）街区公園　公募設置等計画」、応募法人（応募グループ）名及び正副の別について、縦書きで記載してください（テープラベル等でも可）。

②　誓約書、応募制限関連書類（様式５～８）

・Ａ４判縦、白黒片面印刷として提出してください。

③　公募設置等計画（様式９～１６）

・Ａ４判縦、片面印刷、左２点綴じとし、頁数を付して提出してください。書体は MS 明朝、10.5 ポイントを標準としてください。ただし、イメージパース及び各図面、投資・収支計画については、Ａ３折込としてください。

・明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜使用してください。

④　電子データ

・提出書類一式を電子データ化したものをCD-R 又は DVD-Rにて１部提出してください。

・データは PDF 形式とし、原則として文字は画像化されたものではなく、テキスト情報を含むものとしてください。

・法人登記簿謄本等、テキスト情報を含むことが困難なものについては、画像化された

もので構いません。
・全ての電子データについて、提出前に、最新のウイルス定義ファイルに更新し、ウイルスチェックをしてください。

⑤　提出書類一覧

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
１．誓約書等			
（１）誓約書	様式５	１部	15 部
（２）委任状	様式６	１部	15 部
２．応募制限関連書類（全ての構成団体について提出）			
（１）定款又は寄付行為の写し		１部	15 部
（２）法人登記簿謄本及び印鑑証明		１部	15 部 （写）
（３）役員名簿	様式７	１部	15 部
（４）過去３年間の法人税、本店等所在地の法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書 ※未納がない証明でもよい ※新設法人等決算を迎えていない法人は不要		１部	15 部 （写）
（５）財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人のみ）、注記等」（直近３年間）の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表 ※公益法人等の場合は、これらに準ずる財務諸表 ※新設法人等決算を迎えていない法人は不要		１部	15 部
（６）事業報告書・事業計画書等（直近３年間） ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい ※新設法人等決算を迎えていない法人は不要		１部	15 部
（７）財務状況表（直近３年間） ※新設法人等決算を迎えていない法人は不要	様式８	１部	15 部
３．公募設置等計画			
（１）公募設置等計画表紙 （２）事業の概要 ①　事業の実施方針（事業コンセプト等） ②　事業実施体制（実績、各種認証・認定の有無等） ③　施設の配置計画（公園計画イメージパース等） ④　スケジュール	様式９ 様式 10 各種認証･認定の（写）	１部	15 部
（３）公募対象公園施設の建設計画	様式 11	１部	15 部

① 施設の概要 ② 施設の施工計画 ③ イメージパース（施設外観、内観パース）、各階平面図、立面図、断面図、求積図等			
（４）特定公園施設の建設計画 ① 施設（建設）の概要 ② 施設（建設）の施工計画 ③ イメージパース、平面図、断面図、求積図等	様式 12	1 部	15 部
（５）公募対象公園施設の管理運営計画	様式 13	1 部	15 部
（６）特定公園施設の管理運営計画	様式 14	1 部	15 部
（７）自主事業の実施内容	任意様式	1 部	15 部
（８）各公園施設における投資計画および収支計画 ① 公募対象公園施設および特定公園施設の投資計画 ② 公募対象公園施設の収支計画	様式 15	1 部	15 部
（９）設置許可施設の使用料の提案額	様式 16	1 部	15 部

キ　プレゼンテーション資料

公募設置等計画等を提出した者は、プレゼンテーション用の資料のデータを下記のとおり提出してください。また、電子データについては、事前にウイルスチェックをしてください。

【提出資料】プレゼンテーション時発表資料（パワーポイント形式でパワーポイント 2016 と互換性を有するもの）を CD-R 又は DVD-R にて２部提出

※公募設置等計画等で記載されている以外の内容は使用できません。

【提出期限】令和 3 年 9 月 22 日（水）

【提出方法】提出窓口へ持参（職員に手渡し）又は郵送（期日までに必着）

※郵便事故について、市は責任を負いません。

ク　事務局（問い合わせ先及び提出窓口）

群馬県前橋市大手町二丁目 12 番 1 号　前橋市役所 9 階

都市計画部市街地整備課（CCRC・計画推進室）

TEL：027-898-6946（直通）　E-mail：shigaichi@city.maebashi.gunma.jp

受付時間帯：土曜、日曜、祝日を除く午前９時から正午及び午後１時から午後５時

（３）公募設置等計画の評価、設置等予定者候補の選定、設置等予定者の決定

ア　審査方法

設置等予定者候補の選定は、事前審査として、市が都市公園法第５条の４第１項に基づき、全ての公募設置等計画の審査を行い、本審査として、事前審査を通過した計画について都市公園法第５条の４第２項に基づき評価を行います。

①　１次審査（書面審査）

公募設置等計画が公募設置等指針に照らし適切なものであること、「７．１．（ア）及び（イ）」を満たしている者であること、公募対象公園施設の設置が都市公園法第５条第２項各号のいずれかに該当するものであることを審査します。

なお、誤字・脱字、乱丁・落丁など、内容の変更を伴わず、提案書の明らかな瑕疵と事務局が認めたものについては、記載誤りとし、添付資料漏れ、記載漏れ、計算誤り、余事記載等の内容への影響が軽微なもので、事務局の修正要求に容易に応じられるものについては、瑕疵の程度に応じ、提案書の一部差し替え又は正誤表による修正を認めます。ただし、事務局が定めた期限内に再提出することが条件となります。

②　２次審査

１次審査を通過した全ての公募設置等計画について、「７．（３）エ　評価基準」従って評価を行います。また、応募法人（応募グループ）によるプレゼンテーションを行い、ヒアリングを実施します。プレゼンテーション及びヒアリングには、<u>１応募法人（１応募グループ）につき３名まで</u>出席できることとします。詳細な日時や場所等については、事務局から連絡します。また、公募設置等計画について、不明な点等がある場合は、応募法人（応募グループ）に対して、回答を求めることがあります。

なお、応募法人（応募グループ）が多数あった場合は、プレゼンテーションに先立ち、提出された書類のみで審査を行い、あらかじめ３者程度を選定する場合があります。その場合、選定外となった応募法人（応募グループ）に対しては、事務局から通知します。

イ　選定委員会

提案書の審査については、選定委員会が行います。選定委員会は、応募法人（応募グループ）から提出された公募設置等計画等について「７．（３）エ　評価基準」に基づき審査を行い、設置等予定者候補を選定します。

ウ　選定委員会の委員等への接触の禁止等

応募法人（応募グループ）の全ての構成団体について、設置等予定者の決定までに、選定委員会の委員、本事業に従事する市職員に対して、本事業提案について接触することは禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となります。また、公募設置等指針公表日から設置等予定者決定通知日まで、提案内容や審査内容等に関する問い合わせにはお答えできません。

エ　評価基準

評価項目	評価の視点	配点	
事業の実施方針	・「第１章　事業の概要」の内容に則し、当該公園にふさわしい提案となっているか	20	30
	・公園利用者の利便性を向上し、また、公園および地域の価値・魅力を高める提案となっているか	10	
事業の実施体制	・応募法人または応募グループの全ての構成法人の財務体質は健全であるか	10	20
	・事業を実施するために、十分に実行力があり、実績を兼ね備えた業務実施体制を備えているか	5	
	・緊急時の連絡体制、人員の配置について整備されているか	5	
公募対象公園施設の建設計画	・公園利用者の利便性を向上するとともに、賑わいの向上や地域のコミュニティ形成に寄与する機能を有する施設とすることで公園および地域の価値を高め、日常的に来園したくなるような魅力を創出する計画となっているか	30	40
	・便益施設の開口部はできる限り透明で開放的なものとし、周辺施設に配慮した高さ及び配置となっているか	5	
	・安全性・防犯性に配慮する計画となっているか	5	
公募対象公園施設の管理運営計画	・（仮称）まちづくりクラブと協働した取組みを行い、施設管理を適切に行うとともに、公園利用者及び地域住民等の多世代コミュニティの形成、安全・安心に配慮した管理運営をする計画となっているか	25	50
	・持続的に運営可能な計画となっているか	10	
	・ホスピタリティのある計画となっているか	5	
	・地元事業者・生産者との連携および市産品の使用について配慮する計画となっているか	5	
	・災害・事故発生時や夜間閉場時の危機管理に対応した施設・管理体制となっているか	5	
特定公園施設の建設計画	・公募対象公園施設と一体となって都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与する内容になっているか	25	30
	・利用者の安全・安心に配慮した設計となっているか	5	
特定公園施設の管理運営計画	・公募対象公園施設と一体となって都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与する内容になっているか	10	20
	・特定公園施設の美観に配慮し、定期清掃等適切に行う計画となっているか	5	
	・高齢者、子ども、障がい者の方々の利用に配慮してあるか	5	
自主事業	・地域や来訪者から親しまれる魅力ある公園となり、コミュニティ形成の拠点となるような計画となっているか	30	30
事業計画	・持続的な資金計画及び収支計画となっているか	20	20
価額提案	・設置許可施設の使用料の提案額（設置許可使用料） $10点 \times \frac{提示額 - 500円（下限0円）}{最高提示額 - 500円（下限額）}$	10	10
計		250	

※配点については、多少変更となる場合もあります。

オ　設置等予定者候補の選定

選定委員会は、公募設置等計画の提出者の中から設置等予定者候補を選定します。なお、設置等予定者候補については、次点候補者を選定する場合、該当者なしとする場合もあります。選定後、選定委員会は選定結果の内容を市に答申します。

カ　設置等予定者の決定

市は、選定委員会の答申を受けて設置等予定者を決定します。なお、次点候補者を決定する場合、該当者なしとする場合もあります。

キ　結果の通知

決定結果は速やかに全ての応募法人（応募グループ）に対して文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、決定結果については、市ホームページへの掲載等により、次の内容を公表する予定です。

・選定委員会の開催日時及び選定委員
・設置等予定者として決定された団体の名称
・設置等予定者の提案の概要
・各応募法人（各応募グループ）の総得点及び公募設置等指針に記載の評価項目ごとの得点内訳

（４）公募設置等計画の認定

市は、設置等予定者を決定し、その結果を通知した後、設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定し、これ以降、公募設置等計画は、認定公募設置等計画となります。また、設置等予定者は認定計画提出者になります。認定に当たっては、選定委員会での意見等を踏まえ、必要に応じて市と設置等予定者との調整により、設置等予定者が提出した公募設置等計画を一部変更した上で、当該変更後の計画を認定する場合があります。

なお、公募設置等計画が認定された場合でも、提出された計画の内容全てが必ず実施できることを担保するものではありません。認定後、設計協議を進める中で、関係者等との協議が調わなかった場合などは、計画内容を変更していただく場合があります。

（５）認定公募設置等計画の変更

公募設置等計画の認定後、各種調査、関係者調整等を実施したうえで、詳細な事業計画を策定した結果、認定公募設置等計画を変更せざるを得ない場合は、認定計画提出者は市と協議のうえ、認定公募設置等計画の変更の申請を行う必要があります。

変更にあたっては、都市公園法第５条の６第２項第１号及び第２号で規定する基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行うことができます。

（６）保証金

ア　保証金の設定

認定計画提出者は、公園使用料その他本事業から生じる債務の担保として、市に保証金を預託していただきます。保証金の納入時期や納入額の算出方法などについては、別紙基本協定書（案）を確認してください。

イ　保証金の取扱い

保証金は、事業期間中、市が無利息で預かることとし、事業期間の満了又は解除に際し認定計画提出者による現状復旧等が完了した後、未払い等の債務があればその弁済に保証

金を充当した残額を返還します。

（７）認定公募設置等計画の取消し

認定計画提出者または公募設置等計画について、「第２章　事業の実施条件等」に定める事項の不履行、法令違反、詐欺その他不正な手段により認定を受けていたと市が認めた場合、認定公募設置等計画及び設置許可の取消しを行うことがあります。

その場合、認定計画提出者の負担により設置許可を受けた施設を撤去し、更地にして返還していただく必要があります。認定計画提出者が設置許可を受けた施設の撤去・更地返還を行わない場合、市は、認定計画提出者が預託した保証金をもって認定計画提出者に代わり撤去・更地工事を行い、その費用が保証金を超過する場合はその超過分を認定計画提出者へ請求します。

（８）契約の締結等

市と認定計画提出者の間で、下記の契約手続き等を行います。

ア　基本協定

認定計画提出者は、認定公募設置等計画に基づき、市と協議のうえ、本事業の実施に関する基本協定を締結します。

イ　公募対象公園施設の設置許可

認定計画提出者は、公募対象公園施設の設置の開始時期までに、市に対して都市公園法第５条に基づく公園施設の設置許可を受け、認定計画提出者の負担において、建設、維持管理及び運営を行っていただきます。

また、設置許可期間（更新期間も含む。）には、公募対象公園施設の建設に係る期間や事業終了前の解体・撤去期間を含むものとします。また、工事期間中に占用が必要な場合は、事前に占用許可を受け、占用許可使用料を支払っていただきます。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・更地返還を行わない場合、市は、認定計画提出者が預託した保証金をもって認定計画提出者に代わり撤去・更地工事を行い、その費用が保証金を超過する場合はその超過分を認定計画提出者へ請求します。

ウ　特定公園施設の設置許可

特定公園施設の設置許可を受ける場合、認定計画提出者は、特定公園施設の設置の開始時期までに、市に対して都市公園法第５条に基づく公園施設の設置許可を受け、認定計画提出者の負担において、建設、維持管理及び運営を行っていただきます。

また、設置許可期間（更新期間も含む。）には、特定公園施設の建設に係る期間や事業終了前の解体・撤去期間を含むものとします。また、工事期間中に占用が必要な場合は、事前に占用許可を受け、占用許可使用料を支払っていただきます。

なお、認定計画提出者が特定公園施設の撤去・更地返還を行わない場合、市は、認定計画提出者が預託した保証金をもって代わりに撤去・更地工事を行い、その費用が保証金を超過する場合はその超過分を認定計画提出者へ請求します。

エ　各許可に基づく使用料の支払いについて

各許可に基づく使用料は、市が発行する納入通知書により支払っていただきます。

特定公園施設の建設に伴い工事エリアとして公園を占用する場合、都市公園法第６条に基づく都市公園占用許可を受けるものとします。

（9）リスク分担等

ア　リスク分担

公募対象公園施設及び特定公園施設の建設・管理運営における主なリスクについては、下表の負担区分とします。なお、リスク分担に疑義がある場合、またはリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、市と認定計画提出者が協議のうえ、負担者を決定します。

リスクの種類	内容	負担者	
		市	認定計画提出者
法令変更	認定計画提出者が行う建設・管理運営業務に影響のある法令等の変更	協議事項	
第三者賠償	認定計画提出者が工事・維持修繕・運営において第三者に損害を与えた場合		○
物価	設置等予定者決定後のインフレ、デフレ		○
金利	設置等予定者決定後の金利変動		○
不可効力	自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業　※１		○
資金調達	必要な資金確保		○
事業の中止・延期	市の責任による中止・延期	○	
	認定計画提出者の責任による中止・延期		○
	認定計画提出者の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担		○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
運営費の増大	市の責による運営費の増大	○	
	市以外の要因による運営費の増大		○
施設の修繕等	施設、機器等の損傷		○
債務不履行	市の協定内容の不履行	○	
	認定計画提出者の事由による業務または協定内容の不履行		○
性能リスク	市が要求する業務要求水準の不適合に関するもの		○
損害賠償	施設、機器等の不備による事項		○
	施設管理上の瑕疵による事項		○
警備リスク	認定計画提出者の警備不備による事項		○
運営リスク	施設、機器等の不備または、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク		○
	大規模イベント時等、市の指示による一時的な営業時間の短縮等に伴う運営リスク　※２		○

※１・災害により施設が損傷した場合は、認定計画提出者で応急復旧を行ってください。

・設置許可を受けた施設が復旧困難な被害を受けた場合、市は、認定計画提出者に対して当該施設等に関する業務の停止を命じることがあります。

・業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、市は認定計画提出者の運営する設置許可を受けた施設の休業補償は行いません。

※２・業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、市は認定計画提出者の運営する設置許可を受けた施設の休業補償は行いません。

イ　損害賠償責任

認定計画提出者は、設置許可を受けた施設の建設・管理運営にあたり、認定計画提出者の故意または過失により、市または第三者に損害を与えたときは、認定計画提出者がその損害を、市または第三者に賠償するものとします。

また、市は、認定計画提出者の故意または過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、認定計画提出者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

(10) 事業破綻時の措置

認定計画提出者は、認定された公募設置等計画の有効期間内に事業が破綻した場合、都市公園法第５条の８に基づき、市の承認により別の民間事業者に事業を承継するか、認定計画提出者の負担により設置許可を受けた施設を撤去し、更地にして返還していただく必要があります。

なお、認定計画提出者が設置許可を受けた施設の撤去・更地返還を行わない場合、市は、認定計画提出者が納入した保証金をもって認定計画提出者に代わり撤去・更地工事を行い、その費用が保証金を超過する場合はその超過分を認定計画提出者へ請求します。

第３章　その他の条件等

１．その他の条件

（１）認定計画提出者は、施設の施工にあたり市内に事業所の本店を置く事業者又は市内の個人事業者への発注に努めてください。

（２）施設の施工にあたり、市と円滑な協議が可能な施工体制としてください。

（３）工事期間中の公園利用者の安全や周辺環境に配慮した提案としてください。

（４）工事中の音、振動等については、周辺に配慮してください。

（５）工事に伴い、公園の形質に影響があった場合は、認定計画提出者の負担により、施工前の状態に復旧してください。

（６）認定計画提出者は本事業の全部を第三者に委託し、または請け負わせてはなりません。認定計画提出者は、本事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって市へ申請し、承諾を得なければなりません。また、市の承諾を得て、本事業の一部を第三者に委託する場合、認定計画提出者の責任において、当該委託先に基本協定書の規定を遵守させてください。

（７）認定計画提出者は、本事業に係る一切の権利について、第三者に譲渡若しくは転貸し、または担保に供することはできません。また、設置許可を受けた施設について抵当権その他の権利を設定し、第三者に譲渡もしくは移転等し、または担保に供することはできません。ただし、都市公園法第５条の８に規定する権原の取得については、事前に書面により市に申請し、市の承諾を得た場合はこの限りではありません。

（８）原状回復の義務について、下記のとおり定めます。

ア　設置許可を受けた施設について、認定計画提出者は、事業期間内に（設置許可等を取り消しまたは更新しない場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合を含む)、事業区域を速やかに原状回復するとともに、市の立会いのもとで市に返還していただきます。

ただし、認定計画提出者が次期事業者を選定し、認定計画提出者と次期事業者との間で、認定計画提出者が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について、市が事前に同意した場合は、この限りではありません。

イ　本事業における原状回復とは（以下「原状回復工事」という。）、原則として、認定計画提出者が設置許可を受けた施設（地下構造物も含む）を解体・撤去し、更地として整地することを言います。

ウ　認定計画提出者は原状回復工事の設計完了後、現場での工事着手までに設計内容等の必要書類を書面により市に提出し、承諾を得たうえで原状回復工事に着手することができます。 ただし、設計内容について、市が原状回復工事の内容を満たしていないと判断した場合は、認定計画提出者に対し、設計内容の修正を求めることができることとします。

エ　認定計画提出者が原状回復を行わない場合は、市は、認定計画提出者に代わり原状回復工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求できるものとします。

なお、認定計画提出者が設置許可を受けた施設の撤去・更地返還を行わない場合、市は、認定計画提出者が納入した保証金をもって認定計画提出者に代わり撤去・更地工事を行い、その費用が保証金を超過する場合はその超過分を認定計画提出者へ請求します。

２．法規制等

都市公園法、前橋市公園条例、前橋市屋外広告物条例、前橋市景観条例及びその他各種関係法令等を遵守してください。

事業の実施にあたり、必要な許認可の取得や手続きについては、認定計画提出者の負担により実施してください。